

栃木県スキー連盟強化選手指定要領

(目的)

- 1 この要領は、本連盟選手強化対策事業の一環として、特に全国的な競技会等に出場の選手及びそれらに準ずる選手の強化選手指定に関し、必要な事項を定める。

(強化選手の定義)

- 2 強化選手とは、スキー及びスノーボード競技者が県内外において、本連盟の管轄のもとにスキー活動を行う者をいう

(強化選手の所管)

- 3 強化選手は、競技指定選手と技術選手権大会指定選手とする。
 - (1) 競技指定選手は、特別指定、A指定、B指定、C指定、ジュニアA指定、ジュニアB指定とし競技本部が所管する。
 - (2) 技術選手権大会指定選手は、教育本部が所管する。

(指定選手の区分)

- 4 指定選手は、原則として次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 特別指定選手
SAJ 又は県体育協会が指定する選手
本連盟助成については当該団体の補助内容を勘案し決定する。
 - (2) A 指定選手 (3~5名)
前年度栃木県スキー連盟総合ポイント1位の者
前年度栃木県スキー連盟種目別1位の者
全国大会(全国中学 全国高校大会)で上位を狙える者
SAJ ポイント50点(種目別)以下の取得者
小学生は男女1名ずつ、その他は中・高生とする
 - (3) B 指定選手 (5~8名)
前年度栃木県スキー連盟総合ポイント上位2位~5位の者
前年度栃木県スキー連盟種目別2位~5位の者
SAJ ポイント50点~80点(種目別)の取得者
小学生は男女2名ずつ、その他は中・高生とする
 - (4) C 指定選手 (8~10名)
前年度栃木県スキー連盟総合ポイント上位6位~10位の者
前年度栃木県スキー連盟種目別6位~10位の者
小学生は男女2名ずつ、その他は中・高生とする
- (注) 基準は、小・中学生は が優先される。高校生は SAJ ポイントが優先される。

総合ポイントは、小・中・高生別に算出する。

状況によっては、()内の人数に満たなくても良い。

(5) 技術選手権大会指定選手

県連強化合宿及び全国大会参加の本連盟助成(予算の範囲内一部負担)

(強化選手の指定等)

5 強化選手の指定は、SAJ 登録会員及び県連選手管理登録者の中から、毎年6月中旬までに競技本部及び教育本部において指定原案を作成し、理事会の承認を経て、会長名で指定する。

(1) 指定期間は、指定日から1年間とし、再指定を妨げない。

(2) 指定を受けた強化選手は、別に定める承諾書を所定の期日までに提出し、本連盟の諸規則を遵守しなければならない。

(指定選手の取り消し)

6 強化選手は、次の各号に掲げる一つに該当した場合は、指定期間中であっても、理事会の議を経て指定を取り消すものとする。

(1) 本連盟の規定に違反したり、前項の承諾書を期限内に提出しなかった場合

(2) 本連盟の名誉を汚したり、損害を与えた場合

(3) その他スキー活動ができなくなった場合

(要領の改廃)

7 この要領の改廃は、理事会の決議による。

(施行)

8 この要領は、平成14年11月26日から施行する。

平成19年10月27日一部改正